

県民の森周辺における民有地の柵設置補助金交付要綱

(令和5年6月9日環境局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、県民の森の周辺住宅地におけるイノシシによる生活被害や人身被害を未然に防ぐため、イノシシの住宅地への侵入を防止するための民有地への柵の設置に関し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 県民の森 宮城県条例第22号県民の森等の設置及び管理に関する条例第2条第2項に定められた宮城県県民の森をいう
- (2) 生活被害 庭や家庭菜園、空き地などの掘り起しや、車両などへの物損等をいう
- (3) 民有地 国有地、県有地、市有地を除く私有地をいう
- (4) 補助事業者 第10条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう
- (5) 補助事業 第10条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう
- (6) 事業地 補助事業を行う土地をいう

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する又は住所を有する予定のある3名以上の者により結成された団体、町内会、その他市長が認める者であること
- (2) 市税の滞納がないこと。ただし、納税義務のない任意団体についてはこの限りではない
- (3) 国、地方公共団体、特殊法人その他これらに準ずる団体でないこと
- (4) 暴力団等と関係を有していないこと

(市税の滞納がないことの確認)

第4条 前条第2号に規定する要件は、市長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

(市税の取扱い)

第5条 第3条第2号に規定する市税とは、次の各号に定める税をいう。

- (1) 申請者が個人の場合にあっては個人の市民税（地方税法第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）、固定資産税、軽自動車税（種別割）、都市計画税
- (2) 申請者が個人以外の場合にあっては個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、都市計画税

(補助対象事業)

第6条 この補助金の交付対象となる事業は、県民の森周辺の民有地において、住宅地へのイノシシの侵入を防止するための柵（以下「侵入防止柵」という。）を設置する事業で、次の要件に適合するものとする。

- (1) 事業地が宮城野区岩切、泉区松森、鶴が丘、松陵、向陽台、山の寺のいずれかにあること
- (2) 仙台市農作物有害鳥獣対策協議会農作物有害鳥獣対策防除支援事業補助金その他農作物被害を防除する補助金等の交付対象とならない事業であること
- (3) 事業地がイノシシの侵入経路になり得る場所で、柵の設置により周辺住宅地の生活被害等の防止に効果的であること
- (4) 侵入防止柵の設置について、土地の所有者の承諾を得ていること
- (5) 侵入防止柵が、別途環境共生課長が規定する仕様を満たすものであること
- (6) 補助事業を実施する年度の1月9日までに補助事業が完了する見込みであること

2 前項の規定に関わらず、個人の住宅を囲うなど特定の個人のみ受益がある事業は交付の対象としない。

(補助対象経費)

第7条 補助対象経費は、別途環境共生課長が定める侵入防止柵の仕様に規定された資材の購入にかかる費用とする。ただし、申請者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者である場合には、資材の購入にかかる費用から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2に相当する金額と設置距離1メートルあたり1,500円を乗じて得た金額のうち、いずれか少ない額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

(交付の申請)

第9条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、県民の森周辺における民有地の柵設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、補助事業を実施する年度の10月31日までに市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 申請者が町内会以外の任意団体の場合にあっては申請者名簿（任意様式）、申請者が事業者の場合にあっては登記簿の履歴事項全部証明書
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支計画書（様式第3号）
- (4) 侵入防止柵の設置場所の位置図及び設置前の外観写真（様式第4号）
- (5) 事業地が自己所有地以外である場合は、事業地所有者の承諾書（様式第5号）
- (6) 事業費用に係る見積書等の写し（任意様式）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、事業の開始前に行わなければならない。

(交付の決定等)

第10条 市長は、申請が到達してから30日以内に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、県民の森周辺における民有地の柵設置補助金交付決定書（様式第6号）又は県民の森周辺における民有地の柵設置補助金不交付決定書（様式第7号）により通知するものとする。

(交付の条件)

第11条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助事業の内容の変更（当初の事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で、補助金の額に変更を生じない場合とする。

2 規則第5条第1項第1号及び第2号の規定による事業の変更又は中止の申請は、県民の森周辺における民有地の柵設置補助金事業変更等承認申請書（様式第8号）により行うものとする。

3 市長は、前項の申請があったときは、申請が到達してから30日以内に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付決定の変更又は取消しについて、県民の森周辺における民有地の柵設置補助金事業変更等承認通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日を経過した日までに県民の森周辺における民有地の柵設置補助金交付申請取下書（様式第10号）により行うものとする。

(実績報告)

第13条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、補助事業の成果を記載した県民の森周辺における民有地の柵設置補助金事業実績報告書（様式第11号）に次の書類を添付して、補助事業を実施する年度の1月10日までに、市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 設置完了後に撮影した事業地の写真
- (2) 資材の納品書及び領収証の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、県民の森周辺における民有地の柵設置補助金額確定通知（様式第12号）により行うものとする。

(是正のための措置)

第15条 市長は、第13条の規定による実績報告を受けた場合において、当該事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに

適合させるための措置をとるべきことを当該事業申請者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第16条 市長は、第14条の規定による補助金の額の確定等を行った後に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、第14条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合、県民の森周辺における民有地の柵設置補助金交付請求書（様式第13号）を、補助事業を実施する年度の2月14日までに市長に提出しなければならない。

(決定の取消し等)

第17条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金をその他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき
- (4) 補助を実施する年度の1月10日までに柵設置実績報告書の提出がなかったとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して、書面により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(財産の処分の制限等)

第19条 補助事業者は、善良な管理者の注意をもって、補助事業により設置した柵の設置状況の確認や定期的な周辺の草刈りなどの維持管理に努めなくてはならない。

2 補助事業者は、侵入防止柵の設置から5年以内は、市長の承認を受けることなく侵入防止柵を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、又は撤去してはならない。

3 補助事業者は、前項の承認を受けようするときは、理由を記載した承認申請書を市長に提出して行うものとする。

4 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。

(立入確認等)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員及び市の委託した専門業者に、設置場所等に立ち入らせ、侵入防止柵の確認をさせ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の規定による報告の確認等により必要があると認めるときは、補助事業者に対し、侵入防止柵の改善その他必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

(委任)

第21条 この要綱の実施に関し必要な事項は、環境部長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月19日から実施する。

附 則（令和7年3月24日改正）

この改正は、令和7年4月1日から実施する。